

公益財団法人かわさき市民活動センター

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 （職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

男性・女性職員ともに育児休業取得率を 100%とする。

〈実施時期・取組内容〉

- 2025 年 3 月～ 育児休業取得向上に向けた情報発信や支援方法についての取組を強化する。
- 2026 年 3 月～ 管理職や館長を対象とした育児休業取得制度の研修等を実施する。
- 2027 年 3 月～ 育児休業取得率が低い職場に対して調査・指導等を行い普及・促進を図る。

目標 2 （職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性労働者の割合を 50%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

- 2025 年 3 月～ 財団全体の人材育成計画を作成して職員全員に共有する。
- 2026 年 3 月～ 女性管理職がメンターとなり女性職員の人材育成を図る。
- 2027 年 3 月～ 女性職員を対象としたキャリアに関するワークショップの開催など、女性管理職割合の向上に向けた積極的な取組を行う。